

○財務省告示第百六十三号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十七年四月十三日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百二十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五								
額最		払込		発		方募								
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特							
額	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I							
面	金	金	金	金	金	金	金							
金	金	金	金	金	金	金	金							
千		八	四	額	億	額	込	募	各	当	も	各	価	一
万		万	千	面	五	面	み	限	国	て	の	申	格	国
円		円	九	金	千	金	の	度	債	る	か	込	競	債
		百	万	額	万	額	応	市	市	。	ら	み	争	市
		九	六	で	円	で	募	場	場	そ	の	の	入	場
		十	千	四	で	四	額	特	特	の	う	ち	札	特
		九	九	千	兆	兆	を	別	別	応	ち	ち	発	別
		億	九	四	九	九	割	参	参	募	募	募	行	参
		九	千	百	千	千	り	加	加	額	額	額	「	加
		千	六	億	二	二	当	者	者	を	を	を	と	者
		六	百	九	百	百	て	ご	ご	順	順	順	い	・
		四	十	億	九	九	る	と	と	次	次	次	う	第
		十	八	九	十	十	。	の	の	割	割	割	。	I
				九	九	九	各	申	申	り	り	り	。	非

